

高齢者インフルエンザ予防接種説明書

予防接種法に基づく高齢者インフルエンザ予防接種は、法律上の義務はなく、本人が接種を希望する場合にのみ接種を受けることができます。この説明書をお読みになり、予防接種の効果、副反応や健康被害救済制度などを理解し、かかりつけ医とよくご相談のうえ、接種を希望するか判断してください。

インフルエンザとは

インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

インフルエンザ予防接種の有効性

体の中に入ったインフルエンザウイルスは次に細胞に侵入して増殖し、この状態を「感染」といいますが、ワクチンはこれを抑える働きはありません。体内のウイルスが増えると、数日の潜伏期間を経て、発熱やのどの痛み等のインフルエンザの症状が起こります。この状態を「発症」といいます。ワクチンには、この発症を抑える効果が一定程度認められています。

また、発症後、多くの方は1週間程度で回復しますが、中には肺炎や脳症等の重い合併症が現れ、入院治療を必要とする方や死亡される方もいます。これをインフルエンザの「重症化」といいますが、ワクチンの最も大きな効果は、この重症化を予防する効果です。

以上のように、インフルエンザワクチンは接種すればインフルエンザに絶対にかからない、というものではありませんが、ある程度の発症や、重症化を阻止する効果が期待されます。

ただし、いずれも100%ではないことにご留意ください。

予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方（医療機関等での測定が、37.5℃以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③このワクチンの成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方
- ④医師が接種不相当と判断した方

担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ①心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がい等の基礎疾患を有する方
- ②接種後2日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった方
- ③過去にひきつけ（けいれん）の既往がある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている方及び先天性免疫不全症の近親者がいる方
- ⑤間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方

- ⑥インフルエンザワクチンの成分（又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のもの）に対して、アレルギーを起こすおそれのある方

予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ①接種後30分間は接種した医療機関内で様子を観察するか医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしましょう。
- ②インフルエンザ接種の副反応の多くは24時間以内に出現するため、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、接種した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ⑤接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

インフルエンザ予防接種の副反応

比較的多くみられる副反応には、接種した局所の赤み、腫れ、痛み等が挙げられます。接種を受けた方の10～20%に起こりますが、通常2～3日でなくなります。全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）などが見られます。接種を受けた方の5～10%に起こり、こちらも通常2～3日でなくなります。また、まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み、掻痒感（かゆみ）、呼吸困難等）が見られることもあります。ショック、アナフィラキシー様症状は、ワクチンに対するアレルギー反応で接種後、比較的すぐに起こることが多いことから、接種後30分間は接種した医療機関内で安静にしてください。帰宅後に異常が認められた場合には、速やかに医師に連絡してください。

そのほか、重い副反応（急性散在性脳脊髄炎、脳炎・脳症、脊髄炎、視神経炎、ギラン・バレー症候群、けいれん、肝機能障害、喘息発作、血小板減少性紫斑病等）の報告がまれにあります。インフルエンザの接種後に見られた副反応については、厚生労働省で順次評価を行い公表していきます。

接種を受けたあとに出現した症状が予防接種後副反応疑い報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働省へ報告が行われますが、接種を受けたご本人又はその家族からも報告を行うことができます。

予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、このワクチンと因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

気になる症状がある場合は、接種した医師または鳩山町保健センターへお問い合わせください。

問合せ先 鳩山町保健センター 電話 049-296-2530 FAX 049-296-2832
メール h4600@town.hatoyama.lg.jp